

「カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定」の締結について

2023年1月23日

高山村

東京電力パワーグリッド株式会社 渋川支社

群馬県高山村（村長：後藤 幸三、以下「高山村」）と東京電力パワーグリッド株式会社 渋川支社（支社長：黒田 英嗣、以下「東電 PG」）は、「カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定」（以下「本協定」）を、本日、締結いたしました。

本協定は、高山村におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、環境・エネルギーの分野において東電 PG と連携を強化し、相互の強みを最大限活かしながら地域課題の解決に協働して取り組み、脱炭素なまちづくりならびに持続可能な社会構築を推進するものです。

高山村は 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため、地域の特色を活かした循環型脱炭素社会実現に向けた取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050 年における CO₂ 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要のさらなる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めており、高山村とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- (1) 省エネ推進に向けた取り組みに関すること
- (2) エネルギーの地産地消の採用や面的利用等の推進に関すること
- (3) 再生可能エネルギーなどの利活用および導入拡大に関すること
- (4) 脱炭素型まちづくりに向けた電化などのエネルギーへ転換に関すること
- (5) 災害時のレジリエンスの強化に関すること
- (6) 村内事業者、住民への理解活動に関すること
- (7) その他、両者が協議して必要と認める事項に関すること

高山村および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、高山村の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以上

<別紙 1> カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定書

<別紙 2> 高山村と東京電力パワーグリッドの連携協定イメージ図

<別紙 3> カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

| | | | | |
|-----------------|-------|---------|----|-------------------------|
| 東京電力パワーグリッド株式会社 | 群馬総支社 | 広報・渉外担当 | 竹井 | TEL : 027-898-4500 (直通) |
| | 渋川支社 | 渉外担当 | 金井 | TEL : 0279-51-5020 (直通) |

カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定書

高山村（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、高山村のカーボンニュートラル（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）実現に向けて脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、再生可能エネルギーなどの利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換などの施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現およびレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) 省エネ推進に向けた取り組みに関すること
- (2) エネルギーの地産地消の採用や面的利用などの推進に関すること
- (3) 再生可能エネルギーなどの利活用および導入拡大に関すること
- (4) 脱炭素型まちづくりに向けた電化などエネルギー転換に関すること
- (5) 災害時のレジリエンスの強化に関すること
- (6) 村内事業者、住民への理解活動に関すること
- (7) その他、甲および乙が協議して必要と認める事項に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲および乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲および乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲および乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲および乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た情報については、本協定の有効期間および有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲および乙の協議の上、双方の合意があれば第三者への開示は可能とする。

2 甲および乙は、本協定において知り得た情報を、目的外に利用してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項および必要な事項については、甲および乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月23日

甲 吾妻郡高山村大字中山2856番地1
高山村

高山村長 後藤幸三



乙 渋川市石原12番地1
東京電力パワーグリッド株式会社
渋川支社

渋川支社長 黒田英嗣



高山村「5つのゼロ宣言」の具現化に向けて カーボンニュートラルを実現し、クリーンで便利・安心な村へ

脱炭素化に向けて再生可能エネルギーの導入を拡大し、地産地消型のエネルギーシステムへ転換。
同時に、買い物弱者や交通弱者をなくす利便性の向上と災害に強い村づくりの実現を目指します。

1 PPA事業による電気の 地産地消と防災強化！



村内の住宅に太陽光パネルや蓄電池などを設置、非常時には溜めた電力を活用

2 公共施設・事業所の 創エネによる脱炭素化！

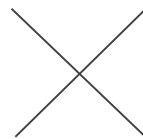


再生可能エネルギーの利活用と主要施設を集めた中心地づくりでエネルギーマネジメントを強化

3 公共交通を再整備し、 利便性を大幅に向上！



デマンド型EVバスなどのeモビリティを推進
MaaSなどを融合した運用も



カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定締結式



左から、黒田渋川支社長(東電 PG)、後藤村長(高山村)】